

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則 二
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 三
- 福島県職員研修規程の一部を改正する訓令 四
- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県公文例規程の一部を改正する訓令 四

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十八号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。第八十四条に次の一号を加える。

十二 講習の受講等の申込み時に納付しなければならない経費で、募集要項等で金額及び支払先が明らかなもの

別表第一中「福島県水産試験場」を「福島県水産海洋研究センター」に改める。

別表第七福島県水産試験場の項中「福島県水産試験場」を「福島県水産海洋研究セン

ター」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県水産資源研究所 事務長 現金取扱員及び物品出納員

別表第八福島県水産試験場相馬支場の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一、別表第七及び別表第八の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第二十九号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十四号(32)及び(33)」を「第二十四号(40)及び(41)」に改め、同項第二十四号中(36)を(44)とし、(30)から(35)までを(38)から(43)までとし、(29)の次に次のように加える。

(30) 第十八条の二十三第一項の規定による届出の受理

(31) 第十八条の二十四第一項の規定による届出の受理

(32) 第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理

(33) 第十八条の二十六の規定による計画変更等の命令

(34) 第十八条の二十九第一項の規定による改善等の勧告

(35) 第十八条の三十一第一項で準用する第十条第二項の規定による期間の短縮

(36) 第十八条の三十一第二項で準用する第十一条の規定による届出の受理及び第十二条第三項の規定による届出の受理

(37) 第二条第一項第二十五号に次のように加える。

(4) 第十条の六の規定による受理書の交付

(112)の次に次のように加える。(109)から(117)までを(114)から(122)までとし、(108)を(112)とし、(113)第十七条の二第一項の規定による届出の受理

(111)第三十一条第二十六号中(107)を(111)とし、(57)から(106)までを(61)から(110)までとし、同号(56)中「(57)から(73)までにおいて同じ。」を「(61)から(77)までにおいて同じ。」に改め、同号(56)を(60)とし、同号(55)の次に次のように加える。

(56) 第十二条の七第一項の規定による認定（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。(57)から(59)までにおいて同じ。）

(57) 第十二条の七第七項の規定による認定

(58) 第十二条の七第九項の規定による届出の受理

(59) 第十二条の七第十項の規定による認定の取消し

第三条第一項第二十七号に次のように加える。

(3) 第六条の七の二の規定による届出の受理

(4) 第十六条の四の規定による届出の受理

第三条第一項第四十七号を次のように改める。
四十七 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第十三条第四項の規定による承認（産業振興総室が所管する基本計画に限る。以下同じ。）

(2) 第十三条第六項の規定による通知

(3) 第十四条第二項の規定による承認の取消し

(4) 第十四条第三項で準用する第十三条第四項の規定による承認

(5) 第十四条第三項で準用する第十三条第六項の規定による通知

(6) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下この号において「改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この号において「企業立地法」という。）第十四条第三項の規定による承認を受けた計画に関する変更の承認、通知及び承認の取消し

(7) 改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の企業立地法第十六条第三項の規定による承認を受けた計画に関する変更の承認、通知及び承認の取消し

第十一條第一項第二号を次のように改める。

二 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百條の三第二項に規定する共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定

第十一條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第三十号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二條第九号中、「行政組織規則第二十三條に規定する東京オリンピック・パラリンピック担当課長、行政組織規則第二十三條の二に規定する企業誘致担当課長、行政組織規則第二十三條の三に規定する」を「及び行政組織規則第二十二條に規定する」に改め、「及び行政組織規則第二十三條の四に規定する復興住宅担当課長」を削る。
別表第二農林水産部の項中「福島県水産試験場（水試） 福島県水産試験場相馬支場

（水試相）」を「福島県水産海洋研究センター（水海研） 福島県水産資源研究所（水資研）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（文書法務課）

訓 令

福島県訓令第一号

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程（昭和五十五年福島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。別表知事の項中「風評・風化対策監」の下に、「福島イノベーション・コースト構想推進監」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

（職員研修課）

福島県訓令第二号

職員の出先機関
職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の出先機関
職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表農業の改良普及に関する業務に従事する職員のうち

南会津郡南会津町山口市
上八四二番地
双葉郡川内村大字上川内

渡二番地の二四(川内村)

村 早

を
南会津郡南会津町山口字村
上八四二番地

に改め、同項の次に次のように加える。

(仮称) 水産資源 研究所の整備に関 する業務に従事す る職員	相馬市尾浜字追川一八番地 の二(福島県水産試験場相 馬支場)	(仮称) 水産資源研究所の開 所準備に関すること。
--	--------------------------------------	------------------------------

附 則
この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第三号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第二条第十一号中「水産試験場」を「水産海洋研究センター、水産資源研究所」に改
める。

第八条第一号の表中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト
構想推進監」に改める。

別表第一の1の表備考4中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コー
ス構想推進監」に改め、同表備考9を次のように改める。

9 課長及び室長の専決事項の欄に規定する事項のうち、観光交流局長が定める事
項については、行政組織規則第23条に規定する空港利用担当課長が専決でき
るものとする。

別表第二の5の表健康衛生総室の部地域医療課の項中1の(6)を削り、1の(7)を1の(6)
とし、1の(8)を1の(7)とし、1の(9)及び1の(10)を削り、同部地域医療課医療人材対策室
の項2の(1)及び2の(2)中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

別表第二の7の表農業支援総室の部環境保全農業課の項3中「農作物資の規格化等に
関する法律」や「日本農林規格等に関する法律」を削り、同項5の(2)中「第14条第2項」
や「第10条第2項」を「登録認定機関」や「登録認定機関」を「認定及び認定の取
り消し」や「認証及び認証の取り消し」に改め、同項5の(3)中「第19条の14第1項」や
「第61条第1項」を削り、同項5の(4)中「第19条の14の2」や「第62条」を削り、同項5の(5)中「第20条第3
項」を「第65条第4項」に改め、同項5の(6)中「第21条の2第1項」や「第70条第1項」
を削り、同項5の(7)中「第21条の2第2項」や「第70条第2項」を削り、同項5の(8)中「第33条の6」
を「第45条」に改め、同項5の(9)中「第43条第2項」や「第58条第2項」を削り、同項
5の(10)中「第85条の10第1項」を「第112条第1項」に改め、同項5の(11)及び(12)を削り、
同項5の(13)中「第142条の2」や「第208条」を削り、同項5の(14)及び(15)を削り、
同項5の(16)中「第150条の2第1項ただし書」や「附則第2条第1項」を削り、同項5の(17)

を同項5の(5)とし、同表生産流通総室の部水田畑作課の項1を削り、同項中

種 類
法 律
に 関
す る 事
項

苗法(平成10年 第83号)の施行 する次に掲げる	種苗法(平成10年法 律第83号)の施行に 関する次に掲げる	を削り、同表農村整備総室の部農 業課の項1を削り、同項中
---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

村計画課の項1の(2)中「第87条の3第1項及び第2項」や「第88条第1項及び第2項」
に改め、同項1の(3)中「第87条の3第12項」や「第88条第12項」を削り、同項1の(4)中
「第87条の3第14項」や「第88条第20項」を削り、同項1の(5)中「第113条の2第2項」
を「第113条の3第2項」に改め、同項1の(6)中「第113条の2第3項」や「第113条の3
第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年
六月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第四号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中「福島県国際研究産業都市推進監印」を「福島県福島イノベーション・コースト構想推進監印」に改める。
第十条中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監」に改める。

別表第一中
17の9 「 県研究市印
島研都監
国際業進
福国産推
を
17の9 「 福島県福島
イノベーション
・コースト構
想推 進 監 印
に改める。
附 則
この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県訓令第五号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月二十三日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程（昭和三十五年福島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表備考一中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監」に改め、同表備考二中「東京オリンピック・パラリンピック担当課長、企業誘致担当課長、空港利活用担当課長又は復興住宅担当課長」を「空港利活用担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

（文書法務課）